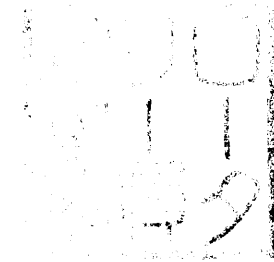


ロータリーの栞

1968. 10



大宮ロータリークラブ情報委員会

目 次

	頁		頁
1. ロータリーの由来	1	9. 社会奉仕	5
(1) ロータリーの誕生	1	身体障害児童救済運動	5
(2) 国際ロータリーの結成	1	青少年奉仕	5
(3) 我国のロータリー	1	交通安全 火災防止	5
(4) 大宮ロータリークラブの誕生	1	インターアクト	5
ロータリーの組織略図	1	10. 国際奉仕	5
ロータリーの綱領	3	国際奉仕事業	5
2. ロータリー奉仕の四つの部門	3	ロータリー財団	5
3. ロータリーの会計年度	3	11. 職業奉仕	5
4. ロータリーの徽章	3	四つのテスト	5
5. 会員の種類	3	12. 例会休会	5
6. 会員の資格	3	13. ガバナー	6
正会員	3	ガバナー公式訪問	6
アディショナル正会員	3	分区代理	6
シニア アクティブ会員	3	14. 地区協議会	6
パスト サービス会員	4	15. 地区大会	6
名誉会員	4	16. クラブ協議会	6
7. 会員組織	4	17. 理事会	6
職業分類	4	18. 炉辺会合	6
一業種一名の原則	4	19. 加盟認証状伝達式	6
8. 例会の出席	4	20. クラブ役員	6
引続き四回例会欠席のとき(無届け)	4	21. 本クラブ委員会	7
欠席の補填	4	22. 参 考	8
毎半期60%以上の出席率を要する	4		

1. ロータリーの由来

(1) ロータリーの誕生

アメリカ、シカゴ市に弁護士を開業していた青年ポールハリス(1868~1947)は当時の不安定な世相と、移住者の寂しさから何でも語り合える親しい友が欲しいという念願をもっていた。同じ時代に同じ処に住む人々が互に助け合い、励まし合ったら明るい町、明朗な社会、明るい国ができるであろうと考え、1905年2月友人の石炭商シルベスター、シュウレ等6人に語りクラブを作ることとし、シュウレの事務所を会合に使って彼を会長としてともかくもクラブの形ができた。

最初は唯友情を深めお互にその仕事を助け合おうというのが目的であった。クラブの名もいろいろ考えられたが、ポールハリスの発案で、この会が各自の事務所を廻り持ちで使うという特徴をとらえてロータリーと名付けた。

1907年ポールハリスが会長となってから、他の都市にも作りたいたいと念願し、その結果

1908年サンフランシスコ

1909年オークランド

に生まれ、オークランドのクラブが今のような規則正しい週一回の午餐会を始めた。

続いてシャートル、ロスアンゼルス、ニューヨーク、ボストンにも誕生した。

ロータリーのマークも1912年(明治45年)に現在の歯車の形が制定された。

1910年シカゴで14のクラブ(当時クラブ数16)代表者が集ってロータリークラブ全米連合会を作った。

目的として次のことを決定した。

1. 新しいクラブを作ってゆくこと
2. クラブの活動を増進すること
3. 市民としての誇りと忠実とを堅持すること
4. 事業の経営を道徳的に向上すること
5. 会員の利益を増進すること

これが現在のロータリークラブの精神、活動の母体となっている。

(2) 国際ロータリーの結成

この政治性のない“奉仕”をモットーとした

クラブはお互に広く接するに従い自分の住む町の事情に精通し、意見交換の機会をとめない、友人の増加するに従って遂に国境を越え

1910年 カナダ

1911年 ロンドン、アイルランド、ベルファーストに、

1912年 ハワイ、キューバに生れ

1919年 マニラ、上海、カルカッタに

1920年 東京に設立された。

同 年 にパナマ、プエノスアイレス、マドリッド

1921年 アフリカ、メルボルン、パリにも生まれ世界六大州全部に設立を見るに至った。

1922年 大会決議をもって国際ロータリー R. I.

(Rotary International) と改名した。

ロータリーの目的はこの間(1910年~1922年)6回程改訂をみたが1935年メキシコシティ大会において現在の四カ条に改定された(ロータリーの綱領)

(3) 我国のロータリー

1920年(大正9年)東京に誕生した。

三井綿花会社社長福島喜三氏と三井銀行役員米山梅吉氏によって1920年10月、仮クラブが設立され、1921年4月1日会員24名よりなる東京ロータリークラブが国際ロータリーの加盟承認を受け正式設立となった。

1922年11月 大阪

1925年4月 神戸

〃 名古屋

〃 京都

1927年10月 横浜に生まれた。

1928年R. I. は日本地区を第70区と指定したがその後太平洋戦争等幾多の変遷を経て1957年350区~370区までとして実施せられた。

(4) 大宮ロータリークラブ誕生

昭和30年初め頃より泉藤吉氏及び松本鉄治郎氏を始め各方面より設立の声が起り、10数名の有志諸氏が相図り、熊谷、浦和クラブへ出席し、あるいは東京クラブ柏原氏、熊谷クラブ尾高会長を招聘し結成準備を進めた。30年12月2

日商工会議所に24名の出席を得てここに始めて大宮ロータリー倶楽部が誕生した。

かくて同年12月27日付で国際ロータリーの加盟承認を得正式に大宮クラブが発足した。

(以上大宮ロータリークラブ五年史より抜粋)

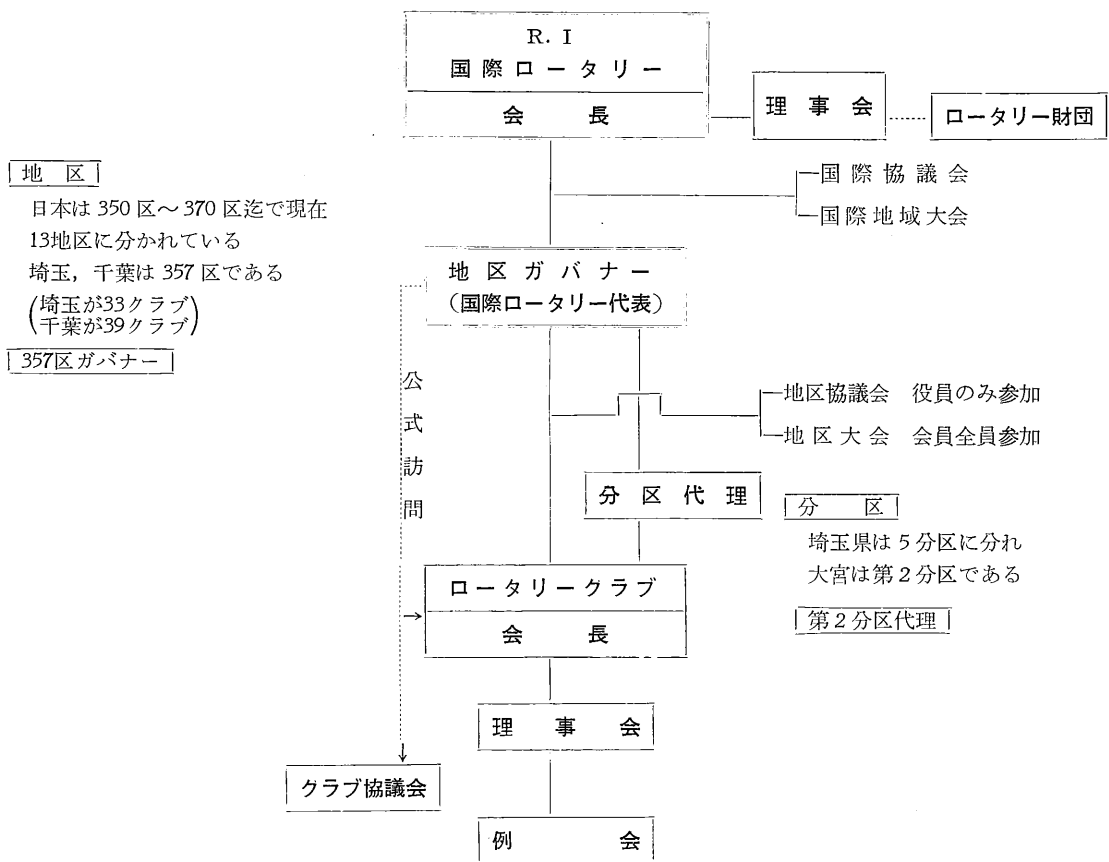
チャーターメンバー氏名

(敬称略) 28名

新井広武, 磯崎清三郎, 入山卯八郎, 泉 藤吉,

井上劔次郎(退会), 井出喜三, 飯塚由利(退会), 大貫 昇, 落合和吉(退会), 川俣 清(退会), 梶谷嘉一(退会), 神田芳雄(退会), 工藤 一男(退会), 小林貫之助, 清水喜一, 島村彦太郎(退会), 白沢和嘉夫(退会), 田中松彦, 中村与吉(退会), 野中健一郎(退会), 福島忠治, 馬橋隆二(退会), 松本鉄治郎, 矢口林太郎(退会), 山口 大, 山口甫(退会), 矢部美雄(退会), 矢島章好(退会)。

ロータリーの組織略図



ロータリー綱領 (定款第3条)

ロータリーの綱領は、尊ぶべき事項の基準として奉仕の理想を奨励且つ育成し特に次の事項を奨励育成するにある。

- 第一 奉仕の一つの機会として知り合いを拡めて行くこと。
- 第二 職業上の高き道徳的基準、総ての有用な職業の価値あることの認識、そして社会に奉仕する好機としての各自の業務を各ロータリアンにより権威あらしめること。
- 第三 各ロータリアンはその個人生活、職業生活、社会生活の別なく、常にこれに「奉仕の理想」を適用すること。
- 第四 奉仕の理想に結ばれた職業人の世界的親交によって国際間の理解と友情と平和とを促進すること。

以上

2. ロータリー奉仕四つの部門

(パンフレット 38-J 質疑応答7)

クラブ奉仕, 職業奉仕, 社会奉仕, (青少年奉仕を含む) 国際奉仕の四つとなっている。

3. ロータリーの会計年度 (パ 38-J 29)

7月1日から翌年6月30日までとなっている。

4. ロータリーの徽章 (パ 38-J 29)

6つの幅と24の輪歯及び1つの栓孔を持つ歯車で色は濃青と金色でありRotary Internationalの文字が記されている。

5. 会員の種類 (パ 38-J 67, 定款第5条)

正会員 (アディショナル正会員を含む) シニアアクティブ会員, パストサービス会員, 名誉会員に分かれている。

6. 会員の資格 (パ 38J 68~74, 定款第5条)

正会員 品性高潔, 事業上令名ある成年男子であって

- (イ) 一般に認められた立派な事業経営主, 共同経営者, 会社役員又は支配人
- (ロ) 一般に認められた立派な事業において自由裁量権と共に執行権を有する重要な地位にあるもの。
- (ハ) 一般に認められた立派な事業の地方代理

人, 支店の代表者であって, その代理又は支店業務の執行に関するすべてを委任されているもので, 本クラブ区域内にその事業所を有し, 実際に彼がクラブで分類された事業に従事しているもの。

アディショナル正会員 (定款第5条第5節)

正会員はすべて自己の関係会社又は団体から同じ職業分類の下に1名の追加会員を推せんしクラブはこれをアディショナル正会員とすることができる。

又元他クラブの正会員でその職場が本クラブの地域内にあるものは, 同じ職業分類で本クラブの正会員の承諾ある場合に限り, アディショナル正会員に選ぶことができる。

シニアアクティブ会員 (定款第5条第9節)

イ. 現に本クラブの正会員で

- ① 通算15年以上本クラブ又は何れかのクラブの正会員であったもの。
 - ② 年令60才以上で通算10年以上1クラブ又はそれ以上のクラブの正会員であったもの。
 - ③ 国際ロータリー現, 元役員であるもの又は正会員であった如何なるパストサービス会員も正会員でなくなった時に, シニアアクティブ会員としての前記資格を有しているもの,
- 等は本人の希望によりシニアアクティブ会員となることができる。

ロ. 年令65才以上の正会員で通算5年以上1クラブ又はそれ以上のクラブの正会員であったいかなる正会員も自動的にシニアアクティブ会員となる。

ハ. 正会員をやめた時に, 既にシニアアクティブ会員となる資格を有していた何れのロータリークラブの元会員をも任意シニアアクティブ会員に選ぶことができる。

但し, 本クラブの区域内か本クラブ所在地の郊外に居住している場合に限る。

ニ. シニアアクティブ会員は次の条件以外は正会員の総ての権利, 特典及び責任と同じである。

- ① 職業分類を代表しない。
- ② アディショナル正会員を推せんすること

ができない。

以上のシニアアクティブ会員の従事する職業分類に1名の有資格者を会員として入会せしめることができる。

パストサービス会員（定款第5条第10節）

イ. 職業生活から引退して正会員の資格を失った元会員で、5年以上何れかのロータリークラブの正会員であったものは、パストサービス会員に選ばれることができる。このような元会員はパストサービス会員としての総ての資格を有する限り正会員の資格を失うと同時にあるいはその後随時パストサービス会員に選ばれることができる。

但し職業生活からの引退が、ロータリー会員でなくなってから起きたものは、この会員になることはできない。

この会員は本クラブの区域内、又は本クラブ所在地の郊外に居住し、その居住を継続することを要する。但し本クラブの正会員であったものは正会員でなくなった時に居住していた場所に居住し続けることができる。

ロ. 次の条件を除き、パストサービス会員は正会員と同様の権利、特典及び責任を有する。

- (1) 職業分類を代表するものではない。
- (2) シニア、アクティブ会員となる意志を行使できない。（シニアアクティブ会員、I項の規定を除き）
- (3) アディショナル正会員を推薦することができない。

名誉会員（定款第5条第11節）

イ. (1) クラブ区域内に居住し、又は居住したことがある成年男子であること。

(2) ロータリーの理想の推進に著しい貢献をしたものは、クラブ名誉会員に選ばれることができる。

ロ. この会員は、入会金、年会費を免除され総ての会合に出席しクラブの他の総ての特典を受ける資格を持つが、

- (1) 職業分類を代表しない
- (2) 投票権を有しない
- (3) クラブの役員になることができない

(4) クラブの財産について権利をもたない。

(5) 他のクラブでは権利、特典を受ける資格がない。

7. 会員組織（パ38-J 76, 77 ロータリー手帳37）

職業分類

正会員の組織は職業の各分類からそれぞれ1名をもって構成しなければならない。

但し新聞業、宗教とアディショナル正会員は例外である。

一業種一名の原則

イ. その都市の職業生活の真の横断面たらしめ且一つ一つの事業からのグループによって支配されることを防止し得ること。

ロ. 各種職業が多岐に亘ることによって、興味と親睦を増すことができる。

婦人会員は認めない。

会員の資格にある通り凡て成年男子に限定され婦人会員は認められない。

8. 例会の出席（パ38-J 86~88, 定款第8条第5節）

イ. 正会員、シニアアクティブ会員、パストサービス会員は次の場合を除き、正当な理由（理事会で承認する）なくして引続き4回例会を欠席したときは会員資格を失う。

(1) 例会に欠席した場合は、その例会当日又は欠席した日の前後6日間の内、他クラブ例会又は仮クラブ例会に出席して欠席を補填しなければならない。

(2) 補填のため例会場に行った時例会が臨時に変更されて出席できなかった場合は、その事情について訪問したクラブの幹事又は本人よりの報告がなければならない。

(3) 国際大会、国際協議会、国際地域大会、地区大会、地区情報講習会、地区協議会及び正式に発表された都市連合協議会等に例会欠席した前後6日間の内に出席した場合。

ロ. 正会員、シニアアクティブ会員、パストサービス会員は次の場合を除き、毎半期間（クラブ会計年度7月~12月、1月~6月、の各6カ月間）を通じ60%以上の出席率がなければならない。

ハ. シニアアクティブ会員あるいはパストサービス会員で病気、傷害のため例会に出席できない場合は理事会の承認を得て、その期間出席規定の適用を免除される。この欠席はクラブの出席率に計算しない。

ニ. 20年以上何れかのロータリークラブ会員であったもので年令65才を超えたシニアアクティブ会員あるいはパストサービス会員は本人の希望により理事会の承認を得て出席規定の適用を免除される。この出席欠席はクラブの出席率に計算しない。

9. 社会奉仕（パ38-J 125）

ロータリアンが個人あるいは他人と共同でその都市の人々に対する思いやりと助力を示すような行為を目的とする。

イ. 市民の要求や問題、更にその解決策を研究すること。

ロ. 青少年に積極的な関心を持つこと。

ハ. 自分の住む都市と周辺の農村地方との親睦を促進すること等

身体障害児童救済運動（パ38-J 135）

永い間ロータリーの最も顕著な活動の一つとなっている。

青少年奉仕（パ38-J 135）

少年、少女及び青年達の肉体的、精神的、道徳的健全さを促進し、不良化防止、職業指導訓練、学資援助等を通じてよき市民たらしめること。

交通安全、火災防止（パ38-J 134）

地元公安委員会、警察、又消防署と協力して教育あるいは問題の解決に努力すること。

インターアクト（パ38-J 136）

奉仕と世界理解に貢献する青年達の世界的ロータリークラブが後援している組織体で大学進学前の3学年に在学中の学生を対象としている。

ローターアクト（パ6104-J）

職業上の高い道徳基準を尊重し、地域社会に奉仕し、国際間の理解と平和を促進することを目的とし、17才~25才の就職または勉学中の青年のみか青年男女（男子は全会員の5%以上）で組織する

10. 国際奉仕（パ38-J 141）

ロータリアンが他国の人々（教養、習慣、願望、問題等）を知ることによって国際間の理解と親善と平和を増進することを目的とする。

イ. 旅行や大会出席により個人的接触を図る。

ロ. 読書、通信、あるいは他国の人々に役立つクラブ活動へ協力する等。

国際奉仕事業（パ38-J 147）

イ. 食料、衣服、書籍、雑誌等の必要な地域への奉仕

ロ. 通信及びプログラムの交換

ハ. 青年の欲待及び交換

ニ. 開発途上の国々の小企業家に技術援助を提供する小企業相談所等

ロータリー財団（パ38-J 155）

イ. ロータリークラブ、ロータリアン及びその他のものからの自発的寄付によって支援されている

ロ. 博愛、慈善、教育、救恤的性質の確実で効果的な計画の育成によって、他国の人々の理解と交友関係を増進することが目的である。

ハ. 活動は

- (1) 国際理解のための奨学金
- (2) 専門的訓練研究のための補助金
- (3) 研究グループの交換
- (4) 大学在学中の学生に対する奨学金等

11. 職業奉仕（パ38-J 109）

職業の世界において奉仕の理想を推進することを目的とする。

イ. 個々のロータリアンがその職業関係のすべてにおいて使用人、競争業者、顧客及び仕入先に対して高い徳義的規準を適用して行くこと。

ロ. ロータリアン各自がこの規準を自分と職業を同じくする他の人々の間に推進すること。

四つのテスト（パ38-J 118, 119）

1. 真実かどうか
 2. みんなに公平か
 3. 好意と友情を深めるか
 4. みんなのためになるかどうか
- 「四つのテスト」は1933年シカゴのロータリアン、ハーバートJ. テーラー氏が破産に瀕

した事業を助ける手段として発案したもので、その好結果を見て国際ロータリーが職業奉仕活動の一部として取入れたものである。

12. 例会休会 (定款第4条, ロータリー手帳34)

法定休日に該当した場合、あるいはクラブ会長の死去又は全地域社会にわたる伝染病の流行又は災害の理由ある場合は休会とすることがある。

(注) 日本では1月1日は勿論休会、同2日3日も休会してもよいことにR. I.の諒解を得ている。

大晦日の場合は例会日を変更することはあっても休会は認められない。

13. ガバナー (パ39-J 28 31~33 手帳60)

地区に1名としR. I.理事会の監督の下にロータリーの目的推進、新クラブの結成、R. I.と地区内各クラブの交友増進等に関し地区所属クラブを直接監督することを任務とする。又地区協議会及び地区大会を主宰する。

ガバナー公式訪問 (手帳 61)

ガバナーはその任期中地区内のクラブを少なくとも1回は公式訪問せねばならない。訪問の際は充分な時間をかけてクラブアッセンブリー(協議会)を開き、そのクラブの実状を聞き例会で適切な助言と奨励を与える機会を持つようにしなければならない。

(国際協議会 省略) (パ 38-J 33)

(国際大会 //) (パ // 43~51)

14. 地区協議会 (パ 38-J 34 手帳 16)

地区内の全クラブの次年度の会長、幹事、その地区のガバナー及び理事会が指定するものが集まり、クラブの運営、活動について会話し知識を養い且つ地区活動の調整を目的として毎年4月、5月又は6月に開催される。

15. 地区大会 (パ 38-J 36 手帳 11)

イ. 地区ガバナー及び地区内の過半数のクラブ会長の一致した意見によって開催される。

親睦、感激を与える講演及び地区内の状況、国際ロータリーに関する事項について広く討論しロータリーの綱領を推進することを目的とする。

ロ. 地区内の全ロータリアン及びその夫人は大

会に出席するよう奨励する。

16. クラブ協議会

クラブの運営及び活動について協議するため理事、役員及び各委員長の会合である。

17. 理事会

クラブ運営の決定機関で毎月1回以上定期的で開催される7名をもって構成する。

18. 炉辺会合 (家庭集会)

1 グループ5名から15名位に分け一夕会員の自宅で会合し肩のこらない討論を活発に行ない親睦と啓発を目的とする。

19. 加盟認証状伝達式

国際ロータリーへの加盟申し込みにより国際ロータリー加盟承認委員会の審査を受けR. I.理事会の批准を受けて、認証状が事務総長から地区ガバナーに送付され、ガバナーが認証状に署名し、ガバナーもしくはその特別代表から加盟祝賀の特別会合においてクラブに伝達される。この伝達の会合をいう。

20. クラブ役員 (大宮R. C.細則第1条)

役員は会長1名 副会長1名又は以上何れも理事でなければならない。及び幹事、会計、会場監督各1名とする。幹事、会計、会場監督は理事であっても理事でなくとも差支えない。

1. 正副会長

クラブの集合、理事会を司会する。

副会長は会長不在の時それを代行する。その他、それぞれ一般の職務に属する義務を執行する。

2. 幹事

1. 会員名簿の保管、集会出席の記録
2. クラブの集会、理事会、委員会の通知発送と議事録の作成保管
3. RI事務総長への半期報告、会員の移動報告
4. 地区ガバナーへの例会出席月報
5. ロータリアン誌及びR. I.への送金事務
6. その他一般の職務に属する義務の履行

3. 会計

総ての資金を保管し、年次総会或は理事会でその収支を明らかにする外、会計の職務に属する義務を履行する。

4. 会場監督 (S. A. A)

秩序正しく品位を保ち、しかも能率的なクラブの会合の運営を司り、訪問者来賓に好感を与え、クラブの品位、威信をおとすいかなる出来事もこれをよく防止しなければならない。

1. 例会運行状態のあり方に全力をあげる
2. 会場の整頓、用具、備品の配置、管理
本クラブ委員会 (大宮R. C.細則第8条)

1. 社会奉仕委員会

本クラブ会員が社会関係(社会奉仕の項参照)において、その責任を果たすため指導及び援助となる計画を立てこれを実施する。委員長は本活動の責任者となり、社会奉仕の特殊な事情に応じて任命される。すべての委員会の活動を監督し調整する。

2. 国際奉仕委員会

本クラブ会員が国際奉仕に関する事項(国際奉仕の項参照)について責任を果たすために指導及び援助となる計画を立てこれを実施する。委員長は本活動の責任者となり国際奉仕の特殊な事情に応じて任命される。すべての委員会の活動を監督し調整する。

3. 職業奉仕委員会

本クラブの会員が職業関係(職業奉仕の項参照)においてその責任を果たし、又各自の職業において業務の一般的標準を向上させるために指導及び援助となる計画を立てこれを実施する。委員長は本クラブの責任者となり職業奉仕の特殊な事情に応じて任命される。すべての委員会の活動を監督し調整する。

4. (1) 出席委員会

本委員会は「出席を指定された人々による地区協議会及び地区ロータリー情報及び拡大講習会への出席及びすべてのクラブ会員による地区大会、都市連合会、国際地域大会及び国際大会への出席を含む」すべてのロータリー会合への出席を奨励する方法を講じなければならない。

本委員会は特に本クラブの毎週の例会及び本クラブ例会に出席できなかった場合には、他のクラブの例会に出席することに重点をおいて出席を奨励する方法を講じ、全会員に出

席の必要条件を周知せしめ良好なる出席の一層よき動機を増進し、且つ不良な出席の原因となる事情を究明して、排除するよう努めるものとする。

(2) 職業分類委員会

この委員会は毎年11月1日又はその以前にその地域社会の職業分類に関する調査をなし、職業分類概要を参照し、充填及び未充填の職業分類の一覧表を作製し、理事会により開放が宣言せられた時に(理事会から報告された時)その未充填の職業分類に名士を推薦する重要性を会員に強調し、必要によりクラブにおいて現在代表されている職業分類を再検討し且つ職業分類に関するすべての問題について理事会の諮問に応ずるものとする。

(3) 親睦委員会

本委員会は会員間に親睦と友情を増進し、会長又は理事会により課せられるクラブの一般目的遂行のため働くものとする。

(4) 雑誌委員会

この委員会はロータリアン誌あるいはレビスタロータリアン誌に対する読者の興味を喚起し、雑誌週間を実施し、クラブ例会のプログラムにその雑誌の簡単な月例評論を準備し、新入会員の誘導にその雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者にこれを一部贈呈し、図書館、病院、学校その他の読書室に寄贈するため及び国際奉仕のため雑誌の購読予約をなし、ニュース及び写真をその雑誌編集者に送付し、あるいは他の方法をもって、クラブ会員並びにロータリアン以外の人に対しては有益な雑誌たらしめるようにする。

(5) 会員選考委員会

本委員会は会員に推せんされたすべてのものをその個人的方面から検討してその人格、事業、社交的及び地域社会的地位、及び一般的な適格性を周到に調査しすべての申込者に対するその判定を報告すべきものとする。なお本委員会は毎年クラブの充填及び未充填職業分類一覧表を検討し、かつ開放された職業分類を充填するよう適当な人物を理事会に推

せんすべきものとする。

(ㄨ) 会員推薦委員会

この委員会は常にクラブの充填および未充填職業分類一覧表を検討し、かつ開放された職業分類を充填するよう進んで理事会に適格な人物を推薦するため積極的に行動する。

(ㄒ) プログラム委員会

本委員会は、クラブ例会並びに臨時集会のプログラムを準備編成すべきものとする。

(ㄓ) 広報委員会

本委員会は

- (1) 社会一般に対し、ロータリー、その歴史綱領及び範囲についての知識を与え
- (2) クラブに関する適切な公表を計るために計画を立てかつ実施すべきものとする。

(ㄔ) 会報委員会

本委員会は会報の編集、発行及び配布に関

する事務を担当するものとする。

(ㄝ) ロータリー情報委員会

本委員会は

- (1) 入会候補者にロータリークラブの会員としての特典、及びその義務を詳細に説明し
- (2) 会員、特に新入会員にその特典並びに責任に関して適確なる理解を与え
- (3) 会員にロータリー、その歴史、綱領、範囲及び活動についての知識を与え
- (4) 会員に国際ロータリー管理運営の進展に関する知識を与えるために、計画を立てこれを実施すべきものとする。

以上

参 考 抜 粋 文 献 手 続 要 覧

国際ロータリーパンフレット
38-J (ロータリーに通曉する方途) 大宮ロータリークラブ定款、細則、ロータリー手帳

00.10

ロ タ リ 資 料 室

676